

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 2 8 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市条例第 1 3 号

瀬戸市手数料徴収条例の一部を改正する条例

瀬戸市手数料徴収条例（平成 1 2 年瀬戸市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|------|---|--|
| 別表（第2条関係） | | 別表（第2条関係） | |
| 種類 | 金額 | 種類 | 金額 |
| <省略> | <省略> | <省略> | <省略> |
| 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る建築確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する通知に係る手数料 | <省略> | 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく建築物に関する確認の申請に対する審査に係る建築確認申請手数料又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物に関する通知に係る手数料 | <省略> 1の建築物につき110,000円 1の建築物につき160,000円 |
| 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料（同法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請のあったもの | <省略> | 建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料（同法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請のあったもの | <省略> |

| | | | |
|--|-------------------|--|-------------------------|
| <p>に限る。)又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料(同法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了通知のあったものに限る。)</p> | | <p>に限る。)又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料(同法第18条第17項の規定に基づく特定工程終了通知のあったものに限る。)</p> | |
| <p>建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料</p> | <p><省略></p> | <p>建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく建築物の完了通知に係る手数料</p> | <p><省略></p> |
| <p>建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査に係る中間検査申請手数料又は同法第18条第19項の規定に基づく特定工程終了通知に係る手数料</p> | <p><省略></p> | <p>建築基準法第7条の3第2項の規定に基づく建築物に関する中間検査の申請に対する審査に係る中間検査申請手数料又は同法第18条第17項の規定に基づく特定工程終了通知に係る手数料</p> | <p><省略></p> |
| | | <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18</p> | <p>1の建築物につき10,000円</p> |
| | | <p>国土交通大臣の認定を受けたプログラムによる構造計算によって構造方法の安全性を確かめた建築物に係るもの その他のもの</p> | <p>1の建築物につき160,000円</p> |
| | | <p>年法律第91号)第17条第4項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規</p> | |

| | | | |
|--|------|--|------|
| | | 定による申し 出に係る特定 建築物につい て構造計算適 合性判定を行 う場合の認定 申請手数料 (ただし、2 以上の部分が 相互に応力を 伝えない構造 方法のみで接 している建築 物の当該建築 物の部分は、 それぞれ別の 建築物とみな す。) | |
| <省略> | <省略> | <省略> | <省略> |
| 建築基準法第88条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第16項の規定に基づく工作物の完了通知に係る手数料 | <省略> | 建築基準法第88条第1項の規定に基づく工作物に関する完了検査の申請に対する審査に係る完了検査申請手数料又は同法第18条第14項の規定に基づく工作物の完了通知に係る手数料 | <省略> |
| <省略> <省略> | <省略> | <省略> <省略> | <省略> |

| | | | | | | |
|--|----------------|---|--------------------------------|--|---|------|
| 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料 | 住宅の新築に係るもの | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この部及び次部において「登録住宅性能評価機関」という。）が認めた場合 | <省略> | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（以下この部及び次部において「登録住宅性能評価機関」という。）が認めた場合 | <省略> |
| | 住宅の増築又は改築に係るもの | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条 | <省略> | <省略> | <省略> | <省略> |
| | | | 一戸建て住宅1戸につき19,100円、共同住宅等の1棟の総戸 | | | |

| | |
|------------------------------|--|
| 第1項各号（第3号を除く。） | 数が5戸以下のときは |
| に掲げる基準に適合すると登録住宅性能評価機関が認めた場合 | 申請1戸につき、27,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき、41,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき、54,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸 |

につき、93,000
円を同一の建築物につ
いて同時に申請が行わ
れる住戸の数で除して
得た額、共同住宅等の
1棟の総戸数が51戸
以上100戸以下のと
きは申請1戸につき、
152,600円を同一
の建築物について同
時に申請が行われる住
戸の数で除して得た
額、共同住宅等の1棟
の総戸数が101戸以
上200戸以下のとき
は申請1戸につき、2
44,800円を同一
の建築物について同時
に申請が行われる住戸
の数で除して得た額、
共同住宅等の1棟の総
戸数が201戸以上3
00戸以下のときは申
請1戸につき、29

8,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき、317,700円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

その他の場合

一戸建て住宅1戸につき75,300円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき、163,100円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸に

つき、254,900
円を同一の建築物につ
いて同時に申請が行わ
れる住戸の数で除して
得た額、共同住宅等の
1棟の総戸数が11戸
以上30戸以下のとき
は申請1戸につき、4
93,500円を同一
の建築物について同時
に申請が行われる住戸
の数で除して得た額、
共同住宅等の1棟の総
戸数が31戸以上50
戸以下のときは申請1
戸につき、875,6
00円を同一の建築物
について同時に申請が
行われる住戸の数で除
して得た額、共同住宅
等の1棟の総戸数が5
1戸以上100戸以下
のときは申請1戸につ
き、1,497,90

0円を同一の建築物に
ついて同時に申請が行
われる住戸の数で除し
て得た額、共同住宅等
の1棟の総戸数が10
1戸以上200戸以下
のときは申請1戸につ
き、2,762,50
0円を同一の建築物に
ついて同時に申請が行
われる住戸の数で除し
て得た額、共同住宅等
の1棟の総戸数が20
1戸以上300戸以下
のときは申請1戸につ
き、3,942,70
0円を同一の建築物に
ついて同時に申請が行
われる住戸の数で除し
て得た額、共同住宅等
の1棟の総戸数が30
1戸以上のときは申請
1戸につき、4,82
7,600円を同一の

| | | | | | | |
|--|--|---|----------------------------------|--|--|------|
| | | | 建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。 | | | |
| 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料 | 住宅の新築について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る法第9条第1項の規定によるもの以外の変更の認定の申請のもの | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請（法第6条第1項各号に掲げる基準に係る変更に限る。以下同じ。）で法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると登録住宅性能評価機関が認めた場合 | <省略> | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請（法第6条第1項各号に掲げる基準に係る変更に限る。以下同じ）で法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると登録住宅性能評価機関が認めた場合 | <省略> |
| | | <省略> | <省略> | | <省略> | <省略> |

| | その他の場合 | <省略> |
|--|---|--|
| 住宅の増築又は改築について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項に規定する長期優良住宅建築等計画の認定を受けた住宅に係る法第9条第1項の規定によるもの以外の変更の認定の申請のもの | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づき長期優良住宅建築等計画の変更認定申請（法第6条第1項各号に掲げる基準に係る変更に限る。以下同じ。）で法第6条第1項各号（第3号を除く。）に掲げる基準に適合すると登録住宅性能評価機関が認めた場合 | 一戸建て住宅1戸につき5,200円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき10,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき18,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき26,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得 |

| その他の場合 | <省略> |
|--------|------|
| | |

た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき49,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは申請1戸につき85,300円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が101戸以上200戸以下のときは申請1戸につき140,600円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸

数が201戸以上300戸以下のときは申請1戸につき172,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が301戸以上のときは申請1戸につき184,400円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額とする。

その他の場合

一戸建て住宅1戸につき33,400円、共同住宅等の1棟の総戸数が5戸以下のときは申請1戸につき78,200円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が

6戸以上10戸以下のときは申請1戸につき125,500円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が11戸以上30戸以下のときは申請1戸につき246,000円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が31戸以上50戸以下のときは申請1戸につき440,900円を同一の建築物について同時に申請が行われる住戸の数で除して得た額、共同住宅等の1棟の総戸数が51戸以上100戸以下のときは

申請 1 戸につき 7 5
8, 0 0 0 円を同一の
建築物について同時に
申請が行われる住戸の
数で除して得た額、共
同住宅等の 1 棟の総戸
数が 1 0 1 戸以上 2 0
0 戸以下のときは申請
1 戸につき 1, 3 9
9, 6 0 0 円を同一の
建築物について同時に
申請が行われる住戸の
数で除して得た額、共
同住宅等の 1 棟の総戸
数が 2 0 1 戸以上 3 0
0 戸以下のときは申請
1 戸につき 1, 9 9
5, 0 0 0 円を同一の
建築物について同時に
申請が行われる住戸の
数で除して得た額、共
同住宅等の 1 棟の総戸
数が 3 0 1 戸以上のと
きは申請 1 戸につき

| | | |
|--|---|---|
| | | 2, 439, 400円 を同一の建築物につ いて同時に申請が行われ る住戸の数で除して得 た額とする。 |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部及び次部において「計画適合性確認機関が認めた場合等」という。） | (1) 一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部及び次部において同じ。） 1件につき5, 200円 (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この部及び次部において同じ。） 住戸のみに係るもの のうち申請に係る戸数 が1のときは1件につ き5, 200円、申請 に係る戸数が2以上5 以下のときは1件につ き10, 300円、申 |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

請に係る戸数が6以上
10以下のときは1件
につき17,500
円、申請に係る戸数が
11以上25以下のと
きは1件につき29,
100円、申請に係る
戸数が26以上50以
下のときは1件につき
48,800円、申請
に係る戸数が51以上
100以下のときは1
件につき87,300
円、申請に係る戸数が
101以上200以下
のときは1件につき1
38,100円、申請
に係る戸数が201以
上300以下のときは
1件につき174,4
00円、申請に係る戸
数が301以上のとき
は1件につき186,
100円、建築物全体

又は建築物全体及び住
戸に係るもののうち1
棟の戸数が1のときは
1件につき5, 200
円、1棟の総戸数が2
以上5以下のときは1
件につき10, 300
円、1棟の総戸数が6
以上10以下のときは
1件につき17, 50
0円、1棟の総戸数が
11以上25以下のと
きは1件につき29,
100円、1棟の総戸
数が26以上50以下
のときは1件につき4
8, 800円、1棟の
総戸数が51以上10
0以下のときは1件に
つき87, 300円、
1棟の総戸数が101
以上200以下のとき
は1件につき138,
100円、1棟の総戸

数が201以上300

以下のときは1件につ

き174,400円、

1棟の総戸数が301

以上のときは1件につ

き186,100円

(3) その他の建築物

建築物の延べ面積が3

00平方メートル以内

のときは1件につき1

0,300円、建築物

の延べ面積が300平

方メートルを超え2,

000平方メートル以

内のときは1件につき

29,100円、建築

物の延べ面積が2,0

00平方メートルを超

え5,000平方メー

トル以内のときは1件

につき87,300

円、建築物の延べ面積

が5,000平方メー

トルを超え10,00

| | | |
|--------|---|---|
| | | <p>0平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円</p> |
| その他の場合 | <p>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの</p> | <p>(1) 一戸建て住宅 1件につき37,100円 (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき37,100円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、申請に係る戸数が6以上10</p> |

以下のときは1件につ
き105,400円、
申請に係る戸数が11
以上25以下のときは
1件につき148,3
00円、申請に係る戸
数が26以上50以下
のときは1件につき2
13,000円、申請
に係る戸数が51以上
100以下のときは1
件につき305,20
0円、申請に係る戸数
が101以上200以
下のときは1件につき
413,500円、申
請に係る戸数が201
以上300以下のとき
は1件につき542,
100円、申請に係る
戸数が301以上のと
きは1件につき63
6,500円、建築物
全体又は建築物全体及

び住戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき37,100円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき74,900円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき105,400円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき148,300円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき213,000円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき305,200円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき413,500円、1棟の総戸数が2

| | |
|--|---|
| | 01以上300以下のときは1件につき542,100円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき636,500円 |
| 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準に係るもの | その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき |

336,800円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき404,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき474,800円

その他のもの

その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき248,400円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき401,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築

| | | | | |
|--|------------------|--|--|--|
| | | 物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき952,400円 | | |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上 | 計画適合性確認機関が認めた場合等 | (1) 一戸建て住宅 1件につき3,200円 (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき3,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき6,200円、申請に係る戸 | | |

計画変更認
定申請手数
料

数が6以上10以下の
ときは1件につき1
0,500円、申請に
係る戸数が11以上2
5以下のときは1件に
つき17,500円、
申請に係る戸数が26
以上50以下のときは
1件につき29,30
0円、申請に係る戸数
が51以上100以下
のときは1件につき5
2,400円、申請に
係る戸数が101以上
200以下のときは1
件につき82,900
円、申請に係る戸数が
201以上300以下
のときは1件につき1
04,700円、申請
に係る戸数が301以
上のときは1件につき
111,700円、建
築物全体又は建築物全

体及び住戸に係るもの
のうち1棟の戸数が1
のときは1件につき
3,200円、1棟の
総戸数が2以上5以下
のときは1件につき
6,200円、1棟の
総戸数が6以上10以
下のときは1件につき
10,500円、1棟
の総戸数が11以上2
5以下のときは1件に
つき17,500円、
1棟の総戸数が26以
上50以下のときは1
件につき29,300
円、1棟の総戸数が5
1以上100以下のと
きは1件につき52,
400円、1棟の総戸
数が101以上200
以下のときは1件につ
き82,900円、1
棟の総戸数が201以

上300以下のときは

1件につき104,7

00円、1棟の総戸数

が301以上のときは

1件につき111,7

00円

(3) その他の建築物 建

築物の延べ面積が30

0平方メートル以内の

ときは1件につき6,

200円、建築物の延

べ面積が300平方メ

ートルを超え2,00

0平方メートル以内の

ときは1件につき1

7,500円、建築物

の延べ面積が2,00

0平方メートルを超え

5,000平方メート

ル以内のときは1件に

つき52,400円、

建築物の延べ面積が

5,000平方メート

ルを超え10,000

| | | |
|--------|---|--|
| | | 平方メートル以内のときは1件につき82,900円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき104,700円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき130,800円 |
| その他の場合 | 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るもの | (1) 一戸建て住宅 1件につき19,200円 (2) 共同住宅等 住戸のみに係るもののうち申請に係る戸数が1のときは1件につき19,200円、申請に係る戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、申請に係る戸数が6以上10 |

以下のときは1件につ
き54,500円、申請に係る戸数が11以
上25以下のときは1
件につき77,100
円、申請に係る戸数が
26以上50以下のと
きは1件につき11
1,400円、申請に
係る戸数が51以上1
00以下のときは1件
につき161,300
円、申請に係る戸数が
101以上200以下
のときは1件につき2
20,600円、申請
に係る戸数が201以
上300以下のときは
1件につき288,5
00円、申請に係る戸
数が301以上のとき
は1件につき336,
900円、建築物全体
又は建築物全体及び住

戸に係るもののうち1棟の戸数が1のときは1件につき19,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき38,500円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき54,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき77,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき111,400円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき161,300円、1棟の総戸数が101以上200以下のときは1件につき220,600円、1棟の総戸数が201以

上300以下のときは
1件につき288,500円、1棟の総戸数が301以上のときは
1件につき336,900円

| | |
|--|--|
| 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準に係るもの | その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき48,600円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき82,600円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき137,700円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき |
|--|--|

182,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき219,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき259,300円

その他のもの

その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき125,200円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき203,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき295,500円、建築

| | | |
|--|--|--|
| | | 物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき367,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき435,000円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき498,200円 |
| 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準 | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合すると愛知県知事が定める機関が認めた場合又は当該基準に適合することを証する書類として市長が定めるものが添付されている場合（以下この部において「基準適合性確認機関が認めた場合等」という。） | (1) 一戸建て住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部において同じ。） 1件につき5,200円 (2) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建て住宅以外の |

適合認定申

請手数料

住宅をいう。以下この部において同じ。) 1棟の戸数が1のときは1件につき5,200円、1棟の総戸数が2以上5以下のときは1件につき10,300円、1棟の総戸数が6以上10以下のときは1件につき17,500円、1棟の総戸数が11以上25以下のときは1件につき29,100円、1棟の総戸数が26以上50以下のときは1件につき48,800円、1棟の総戸数が51以上100以下のときは1件につき87,300円、1棟の総戸数が101以上2

00以下のときは1
件につき138, 1
00円、1棟の総戸
数が201以上30
0以下のときは1件
につき174, 40
0円、1棟の総戸数
が301以上のとき
は1件につき18
6, 100円

(3) その他の建築物 建
築物の延べ面積が3
00平方メートル以
内のときは1件につ
き10, 300円、
建築物の延べ面積が
300平方メートル
を超え2, 000平
方メートル以内のと
きは1件につき2
9, 100円、建築
物の延べ面積が2,
000平方メートル
を超え5, 000平

方メートル以内のときは1件につき87,300円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき138,100円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき174,400円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えるときは1件につき218,000円

その他の場合

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第

(1) 一戸建て住宅 1件につき19,100円
 (2) 共同住宅等 1棟の戸数が1のときは1件

| | |
|------------------|-------------------|
| <u>2号イ(2)及びロ</u> | <u>につき19,100</u> |
| <u>(2)に定める基準</u> | <u>円、1棟の総戸数が2</u> |
| <u>に係るもの</u> | <u>以上5以下のときは1</u> |
| | <u>件につき35,900</u> |
| | <u>円、1棟の総戸数が6</u> |
| | <u>以上10以下のときは</u> |
| | <u>1件につき51,90</u> |
| | <u>0円、1棟の総戸数が</u> |
| | <u>11以上25以下のと</u> |
| | <u>きは1件につき74,</u> |
| | <u>600円、1棟の総戸</u> |
| | <u>数が26以上50以下</u> |
| | <u>のときは1件につき1</u> |
| | <u>12,600円、1棟</u> |
| | <u>の総戸数が51以上1</u> |
| | <u>00以下のときは1件</u> |
| | <u>につき170,300</u> |
| | <u>円、1棟の総戸数が1</u> |
| | <u>01以上200以下の</u> |
| | <u>ときは1件につき24</u> |
| | <u>2,600円、1棟の</u> |
| | <u>総戸数が201以上3</u> |
| | <u>00以下のときは1件</u> |
| | <u>につき313,400</u> |

| | |
|--|--|
| | <p>円、1棟の総戸数が301以上のときは1件につき356,500円</p> |
| 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準に係るもの | <p>その他の建築物 建築物の延べ面積が300平方メートル以内のときは1件につき95,000円、建築物の延べ面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のときは1件につき159,300円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき257,900円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき336,800円、建築物の延べ面積が10,0</p> |

00平方メートルを超え
25,000平方メート
ル以内のときは1件につ
き404,700円、建
築物の延べ面積が25,
000平方メートルを超
えるときは1件につき4
74,800円

その他のもの

(1) 一戸建て住宅 1件
につき37,100円
(2) 共同住宅等 1棟の
戸数が1のときは1件
につき37,100
円、1棟の総戸数が2
以上5以下のときは1
件につき74,900
円、1棟の総戸数が6
以上10以下のときは
1件につき105,4
00円、1棟の総戸数
が11以上25以下の
ときは1件につき14
8,300円、1棟の
総戸数が26以上50

以下のときは1件につ
き213,000円、
1棟の総戸数が51以
上100以下のときは
1件につき305,2
00円、1棟の総戸数
が101以上200以
下のときは1件につき
413,500円、1
棟の総戸数が201以
上300以下のときは
1件につき542,1
00円、1棟の総戸数
が301以上のときは
1件につき636,5
00円

(3) その他の建築物 建
築物の延べ面積が30
0平方メートル以内の
ときは1件につき24
8,400円、建築物
の延べ面積が300平
方メートルを超え2,
000平方メートル以

| | | | | |
|-----------------------|------|--|------|--|
| | | <p>内のときは1件につき 401,800円、建築物の延べ面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のときは1件につき573,400円、建築物の延べ面積が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のときは1件につき706,300円、建築物の延べ面積が10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内のときは1件につき834,900円、建築物の延べ面積が25,000平方メートルを超えると きは1件につき952,400円</p> | | |
| 愛知県建築基準条例（昭和39年愛知県条例第 | <省略> | 愛知県建築基準条例（昭和39年愛知県条例第 | <省略> | |

| | | | |
|--|------|--|------|
| 49号) 第6条第1項ただし書の規定に基づく 路地状部分の敷地と道路との関係に関する制限 の適用除外に係る認定申請手数料 | | 49号) 第6条第1項ただし書の規定に基づく 路地状部分の敷地と道路との関係に関する制限 の適用除外に係る認定申請手数料 | |
| <省略> | <省略> | <省略> | <省略> |
| <p>備考</p> <p>1から4まで <省略></p> <p>5 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。</u></p> <p>(1) <u>共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u></p> <p>ア <u>300平方メートル以内の場合 10,300円</u></p> <p>イ <u>300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 29,100円</u></p> <p>ウ <u>2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 87,300円</u></p> <p>エ <u>5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 138,100円</u></p> <p>オ <u>10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 174,400円</u></p> <p>カ <u>25,000平方メートルを超える場合 218,000円</u></p> <p>(2) <u>非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての</u></p> | | <p>備考</p> <p>1から4まで <省略></p> | |

備考5(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考5(1)アからカまでに定める額

6 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るものの項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 118,500円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 195,500円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 304,500円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 390,900円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 467,200円

カ 25,000平方メートルを超える場合 544,200円

(2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計に

ついでの次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 95,000円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
159,300円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場
合 257,900円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の
場合 336,800円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内
の場合 404,700円

カ 25,000平方メートルを超える場合 474,800円

(3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合
当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に
応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 248,400円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
401,800円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場
合 573,400円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の
場合 706,300円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内
の場合 834,900円

カ 25,000平方メートルを超える場合 952,400円

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項に規定する計画適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 6,200円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 17,500円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合 52,400円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 82,900円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 104,700円

カ 25,000平方メートルを超える場合 130,800円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての備考7(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考7(1)アからカまでに定める額

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の部に規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に係るも

この項に規定する金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 60,300円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
100,700円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合
161,000円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
209,300円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
251,100円

カ 25,000平方メートルを超える場合 293,900円

(2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 48,600円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
82,600円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合
137,700円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 182,300円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 219,900円

カ 25,000平方メートルを超える場合 259,300円

(3) 非住宅部分(その他のものの申請をする場合に限る。)がある場合
当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分
に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 125,200円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
203,800円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合
295,500円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合
367,100円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合
435,000円

カ 25,000平方メートルを超える場合 498,200円

9 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の項に規定する基準適合性確認機関が認めた場合等の金額の欄(2)中建築物全体又は建築物全体及び住戸に係るものの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に

掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 10,300円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
29,100円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場
合 87,300円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の
場合 138,100円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内
の場合 174,400円

カ 25,000平方メートルを超える場合 218,000円

(2) 非住宅部分がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計についての
備考9(1)アからカまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ備考9(1)
アからカまでに定める額

10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の
規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料の部に
規定するその他の場合の款に規定する建築物エネルギー消費性能基準等
を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に係るもの
の項に規定する金額の欄(2)及びその他のものの項に規定する金額の欄(2)
に係るもの手数料について、次に掲げる場合には、それぞれ次に定め
る額を加算する。

(1) 共用部分がある場合 当該共用部分の床面積の合計についての次に
掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 118,500円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
195,500円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場
合 304,500円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の
場合 390,900円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内
の場合 467,200円

カ 25,000平方メートルを超える場合 544,200円

(2) 非住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条
第1項第1号ロ及び第8条第1号イ(2)に定める基準に係るものの申請
をする場合に限る。）がある場合 当該非住宅部分の床面積の合計に
ついての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 95,000円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
159,300円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場
合 257,900円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の
場合 336,800円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内
の場合 404,700円

カ 25,000平方メートルを超える場合 474,800円

(3) 非住宅部分（その他のものの申請をする場合に限る。）がある場合

当該非住宅部分の床面積の合計についての次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 300平方メートル以内の場合 248,400円

イ 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合
401,800円

ウ 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場
合 573,400円

エ 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の
場合 706,300円

オ 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内
の場合 834,900円

カ 25,000平方メートルを超える場合 952,400円

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。